

## 第2回「デジタル経済下における国際課税研究会」 議事要旨

○日時：2021年3月29日 15:00-17:30

○場所：オンライン会議（Teams 利用）

○出席者（五十音順、敬称略）

・委員等

青山慶二委員、岩根秀禎委員、太田洋委員、岡村忠生委員、栗原正明委員、清水要委員、鈴木将覚委員、竹中英道委員、田近栄治座長、日置圭介委員、溝口史子委員、山岸哲也委員、吉川朋秀委員代理、吉村政穂委員

・ゲスト講師

岡 直樹（東京財団政策研究所 研究者、税理士）

秦 正彦（Ernst & Young LLP パートナー公認会計士、弁護士）

・オブザーバー

（経済団体）

一般社団法人日本経済団体連合会 小畑良晴経済基盤本部長、一般社団法人日本貿易会 清矢祐司政策業務第一グループ長、一般社団法人新経済連盟 佐藤元彦国際部長

（関係省庁）

財務省主税局参事官室 藤井大輔参事官、国税庁調査査察部調査課 井澤伸晃国際調査管理官、経済産業省経済産業政策局企業行動課 大貫繁樹課長

・経済産業省

経済産業省貿易経済協力局 飯田陽一局長、岩永正嗣大臣官房審議官（貿易経済協力局担当）、木尾修文投資促進課長

○議事要旨

**【開会】**

（木尾課長より簡潔に挨拶及び事務連絡）

**【講師紹介】**

（田近座長より講師紹介）

**【事務局資料説明】**

（木尾課長より事務局資料に沿って説明）

## 【ゲスト講師からのご講演及び質疑応答】

(秦様及び岡様よりご講演、その後、質疑応答)

## 【研究会委員等による意見交換】

○テーマ：日本企業の海外事業について、その多様化や欧米企業との競争環境を踏まえた公正な税制のあり方について

(第2の柱について、国際合意後に国内法化を検討する場合に、どのような点に留意が必要か。)

- ・ Pillar 2 の中でも、アジア等の優遇税制を活用した地産地消型のビジネスやE S G 関連の投資についてまで対象とすべきなのかというところは、もう一度再検討、検証していく必要があるのではないかと。また、日本だけが先に導入されてしまい、こうした優遇制度を日本企業だけが使えないとなると、Pillar 2 をまだ導入していない国の企業との比較において競争力が低下してしまうので、タイミングについても考えていく必要があるのではないかと。
- ・ 導入時期を含めて主要国と足並みをあわせて検討を行っていくことが必要なのではないかと。なお、令和4年度税制改正での導入は時期尚早と理解。日本企業の外国子会社が出先の国で適用を受けている税制優遇があるということを考えると、激変緩和のための経過措置などを検討していくことが必要ではないかと。
- ・ I F R S は基本的には時価会計が色濃い基準になっているので、いわゆるノンキャッシュな部分での評価益が課税される範疇に入ってくると、担税力という点や、基準の違いによる公平性、予見可能性の観点から分析する必要がある。
- ・ 日本の会計基準は I F R S 等と比べてのれんや年金資産の取扱いについて相当異なる取扱いがされているので、特にのれん等は相当多額の金額的インパクトが生じるので、日本基準と I F R S 等との差異を調整しないということになると何がしか大きな問題、特に日本企業について問題が生じる可能性もあると思うので、その辺についての検討はすべきなのではないかと。
- ・ 4つの簡素化オプションは、それぞれ論理的には相互に排斥するものではないと思うので、全部まとめて入れてもいいのではないかと。
- ・ できるだけ実務負担を減らしていくという観点から、C b C R の情報なども I I R (所得合算ルール) の設計によく利用するとか、租税負担割合を計算するに当たっては同じく租税負担割合を計算しているC F C 税制の仕組みなども使いながら、できるだけ簡略なものにしていく必要があるのではないかと。
- ・ 我が国の国益の観点から考えると、外資系企業による課税ベースの侵食の問題というのは重要であり、米国のB E A T のようないわゆるU T P R (軽課税支払いルール) を日本でも整備しておく必要があるのではないかと。
- ・ もし日本版B E A T のようなものを入れるとすると、租税特別措置法第66条の5の2の規定との関係をどうするのかといった議論があるのではないかと。

(第2の柱と既存のCFC税制との関係について、どのように考えることができるか。)

- ・ CFC税制は企業の側から租税回避の意図を持ってしているものが対象であって、逆に、企業側にとって租税回避の意図がないものについては、CFC税制の対象にすべきではないという基本的概念を持つことが大事なのではないか。今の日本のCFC税制の中には、経済活動基準を満たしている英国においても、税率が20%未満であれば、たとえ経済活動基準を満たすような租税回避の意図がないものについても、受動的所得は課税される。また、租税回避の意図がないExit案件での債務免除益や通常ビジネスから生じる能動的所得に対応するデリバティブについても、受動的所得という形で射程に入ってくるので、Pillar 2が入ってくることによって、本来租税回避の意図がないものについては、対象外とする形にして、一方で、Pillar 2の中でこれを取り込んでいくといったことを検討していくのもいいのではないか。
- ・ グローバルミニマムタックスを入れるのであれば、これはRace to the bottomの是正が政策目的になると考えられるので、CFC税制の方は租税回避防止として純化をさせるべきではないか。今の日本のCFC税制は、租税回避防止のためとは言われているものの諸外国に比べても強力な制度が入っているという理解なので、ミニマムタックスを入れる場合には、現行のCFC税制で不合理な結果が生じているところ、例えば海外で企業が株式譲渡等をして、それが現地で資本参加免税やその他の軽減措置によって一時的に実効税率が低下した場合でもCFC税制でキャプチャーされるということになっているが、こうした部分はミニマムタックスで対処すれば十分なので、CFC税制を重ねて適用する必要はないのではないか。
- ・ 企業の負担軽減の観点からも、ミニマムタックスを導入する場合にはCFC税制は大幅に簡素化をすべきではないか。
- ・ 二重課税リスクの排除・防止の観点から、「青写真」における整理、すなわちCFC合算税額がIIRの実効税率計算上、分子に加算されることが維持されるかどうかを肝と認識している。また、IIRを導入するのであれば、わが国CFC税制を抜本的に簡素化すべき。平成29年度税制改正等を踏まえた昨年の申告を踏まえて新たに見えてきた課題もあるので、引き続き議論させていただきたい。また、外国子会社配当益金不算入制度や外国税額控除制度の拡充の論点もありうる。
- ・ 日本のCFC税制はよく機能しており、米国のSub-F税制とは状況が違うという指摘からしても、Pillar 2を入れるのであれば、日本のCFC税制の方は簡素化をしていくことが必要ではないか。簡素化の方法としては、二重課税を排除すること、実務負担を軽減すること、この2つの観点からよく検討していただきたい。
- ・ CFC税制を租税回避防止として純化していく中で、米国Sub-F税制のようなインカムアプローチに突き進んでしまうと複雑な制度になっていかないかという懸念があり、バランスを取った対応が必要になるのではないか。
- ・ そもそもPillar 2とCFC税制を併存させるかといったところについては、日系企業と外資系の多国籍企業では置かれている立場や税に対する姿勢も全く異なっているので、そうした観点から導入の是非も含めて冷静に判断すべきではないか。現行CFC

税制の中で Pillar 2 の趣旨を取り込むことができないのかといったことを検討していた先に、併存させるかどうかという話をすべきではないか。

- ・ C F C 税制の歴史は大変古く、デジタル化が加速する前の事業環境やビジネスモデルをベースに作られている部分が多々あると思う。徐々に改正されてきて今に至っているが、第 2 の柱導入にあわせて簡素化することとあわせて、今後のデジタル化が加速する中で、こういった政策がよいのかということも見直しをしていく必要があるのではないか。

(米国税制改革について、どのように評価できるか。)

- ・ 米国では、米国法人の超過利益に対する税負担について、世界中どこでやっても同じにするという観点があり、この視点は我が国の税制改正にとっても参考になるのではないか。こうした観点からも、Pillar 2 を考える際には、我が国においても国内における投資、あるいは生産、雇用や無形資産の集積という観点から特段の措置が必要となってくるのではないか。米国税制改正の政策効果もよく検証しながら日本の税制も考えていくということが必要ではないか。

#### 【閉会】

(田近座長、木尾課長より簡潔に挨拶)

(以上)

お問合せ先

貿易経済協力局 投資促進課

電話：03-3501-1662

FAX：03-3501-2082